

日薬連発第 025 号
2026 年 1 月 14 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
(押印省略)

訂正：セルフメディケーション税制対象品目
(令和 8 年 2 月 1 日時点) について

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課セルフケア・セルフメディケーション推進室より、下記及び別添のとおり連絡がありましたので、貴団体加盟企業に周知方よろしくお願ひます。

※本件は、「2026. 1. 9 : 日薬連発第 013 号」で送付した連絡の訂正になります。

<厚生労働省 医政局医薬産業振興・医療情報企画課セルフケア・セルフメディケーション推進室からの連絡文>

先週、下記の通り、ご連絡させていただきました件ですが、一部、内容に誤りがございましたので、修正版のファイルをお送りさせていただきます。

【修正内容】

先週1／9お送りいたしました、S-OTC一覧表ではNo. 15にアウチレスE α 製販業者(株)大石膏盛堂 有効成分名 サリチル酸メチル が記載されておりました。

また、非S-OTC一覧表ではNo. 38にアウチレスE α 製販業者(株)大石膏盛堂 有効成分名 サリチル酸メチル が記載されておりました。

サリチル酸メチルは非スイッチOTCになりますので、S-OTC一覧表ではNo. 15の方を1行削除させていただきました。

よって、S-OTC一覧表は、2, 963件から2, 962件に変更となります。

変更箇所はこの1品目のみであり、その他の変更はございません。

皆様におかれましては、大変お手数をお掛けしてしまい申し訳ありませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。

【記：先週送付した連絡】

2月分のセルフメディケーション税制対象品目をとりまとめたのでお送りします。本リストは2月1日に厚生労働省ホームページにて公表いたします。

※ 当月20日までに申請のあった対象品目について、翌月10日目処で業界団体様に周知いたします。本リストは、翌々月1日目処で厚生労働省ホームページに掲載いたします。

※ 厚生労働省ホームページ：

セルフメディケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

※新規に薬事承認された有効成分を含有する要指導医薬品及び一般用医薬品に関するセルフメディケーション税制に係る厚生労働省への届出等について（令和7年6月25日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001512593.pdf>

※令和7年12月31日を末日としてセルフメディケーション税制の対象から除外される成分について（令和7年11月11日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001596290.pdf>